



平成21年4月14日

各 位

会 社 名 鹿島建設株式会社  
代表者名 代表取締役社長 中村 満 義  
(コード番号 1812 東証・大証・名証各第一部)  
問合せ先 総務・人事本部 総務部長  
野村 尚 哉  
(TEL. 03-5544-1111(代表))

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第112期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 平成16年6月9日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。
- (2) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものであります(変更案附則第1条及び第2条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 8 条 <u>当社は株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p>(单元未満株券の不発行)</p> <p>第 10 条 <u>当社は第 8 条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 11 条 <u>当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>(株券の種類)</p> <p>第 12 条 <u>当社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第 9 条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</li> </ol> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u>）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第14条～第41条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>の作成並びに備置きその他の株主名簿<u>及び新株予約権原簿</u>に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第11条～第38条 （現行どおり）</p> <p><u>附 則</u></p> <p>第 1 条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日  
定款変更の効力発生日

平成21年6月26日(予定)  
平成21年6月26日(予定)

以 上